

令和8年第3回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和8年3月11日（水）午後1時30分～午後2時45分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 向 文緒

【委員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長

森本 邦博

いきがい創生部長

塚本 滋

教育総務課長

宮寄 英介

同 課長補佐

田之上 愛子

同 主査

砂田 恭平

同 主任

田中 綾乃

学校教育課長

前原 敦

同 主幹（教）

梶田 英男

同 主幹（事）

梶田 傑

同 指導主事

湯浅 公

同 課長補佐

山崎 俊介

学校給食課長

加藤 純也

文化財課課長補佐

浅田 博造

野外教育センター所長

神戸 明子

同 主幹

坂野 年伸

いきがい推進課長

大野 利重

図書館長

松田 健作

4 議 題

- (1) 令和8年度教育長職務代理者の指定について
- (2) 令和8年度愛日地方教育事務協議会の委員について
- (3) 令和8年度学校教育指導の方針・重点について

- (4) 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正について
- (5) 令和8年度春日井市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- (6) 中央公民館機能のあり方について
- (7) 令和8年度春日井市教職員人事異動について
- (8) 教育委員会事務局等人事異動について

5 議事概要

教育長	本日の傍聴者は1名。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、浅井委員を指定。
教育長 (報告事項)	<p>ここ数日は、寒い日が続いていますが、日の光からすると一歩ずつ温かい春に近づいている。いよいよこれから気温も上がり、本格的な春になってくると思われる。今年の桜の開花予想は、2月末の温かい気温により、早まり3月17日～20日頃だと言われている。3月28日頃には満開と予想されている。来年度の入学式は今年度同様、小学校が4月8日(水)、中学校が9日(木)である。入学式までなんとかもってほしい。</p> <p>2月の教育委員会定例会以降の近況について報告する。</p> <p>2月19日をスタートに、「先生の幸せ研究所」による働き方改革のための「プロジェクト型業務改善」を市内全校で行っていく。「プロジェクト型業務改善」とは、教師が当事者として業務改善したいテーマで、自分たちで考え相談し、学校の時間を工夫していくものである。最初のキックオフ大会では、日頃思っていた本音や事例を出し合ったりした。今年度中に9校がスタートし、残りの学校は次年度早い段階からスタートする予定である。</p> <p>本年度も文部科学省から、GIGA端末の活用の先進的な取組の実践校、リーディングDX校・協力校に指定されている「藤山台小学校・中央台小学校・出川小学校・坂下中学校・藤山台中学校・高森台中学校・勝川小学校・松原小学校・押沢台小学校」の公開研究発表会及び視察が、2月18日の中央台小で終了した。今年度は全国43の都道府県から、258自治体の先生、約3,000名の方に来ていただいた。</p>

次年度も、「生成A Iパイロット校」のC区分、「教材実証」の研究校に応募し、春日井市が今まで進めてきた「一人一台端末とクラウドを活用した授業改善」の研究に引き続き取り組んでいく。

また、出川小、高森台中が、この4年間、研究開発学校として取り組んできた「情報活用能力を育成する『情報の時間』のカリキュラム研究」についても、次年度から新たに3年間、研究開発学校として「次期学習指導要領」の実施を見据えた研究を続けていくことになった。

3月6日、中学校の卒業式が行われ、2,831名が卒業した。私が訪れた「高森台中学校」は、保護者・在校生が参加して行われた。卒業生の答辞、合唱は、心のこもった大変素晴らしいもので、感動した。小学校の卒業式は、19日に行われる。そして小中学校の令和8年度修了式は24日である。

次年度の教職員辞令伝達式は、4月1日(水)八幡小学校体育館で実施する。教育委員の皆様には参加をお願いしたい。

教育長 「議題(7)令和8年度春日井市教職員人事異動について」及び「議題(8)教育委員会事務局等人事異動について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。

教育長 議題(7)及び(8)について、採決の結果、全員一致で「非公開」とし、「審議の順序を参考資料説明後にする」ことを決定。

教育長 1 議題

(1) 令和8年度教育長職務代理者の指定について

教育総務課長 資料に基づき「令和8年度教育長職務代理者の指定」について説明。

教育長の職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、あらかじめ教育長の指名する委員がその職務を行うと規定されているため、教育長から指名をお願いします。

教育長 竹田委員を指名する。任期は令和8年4月1日から令和9年3

月31日とする。

教育長 (2) 令和8年度愛日地方教育事務協議会の委員について

教育総務課長 資料に基づき「令和8年度愛日地方教育事務協議会の委員」について説明。

地方教育事務協議会の委員につきましては、同会規約第8条で、教育長及び教育委員会が協議により定めた委員1人と規定されているため、協議をお願いします。

教育長 推薦や意見はあるか。

浅井委員 竹田委員を推薦します。

教育長 採決の結果、全員一致で竹田委員に決定。

教育長 (3) 令和8年度学校教育指導の方針・重点について

学校教育課主幹(教) 資料に基づき「令和8年度学校教育指導の方針・重点」について説明。

令和4年度より、春日井市の「学校教育指導の方針・重点」については、「あいちの教育ビジョン(愛知県教育振興基本計画)」と「春日井市教育大綱」を受けて、定めることとしている。

「春日井市教育大綱」に変更はないが、「あいちの教育ビジョン」は、今年度、「あいちの教育ビジョン2030」に改まり、それに伴い、「令和8年度学校教育の方針・重点」についても、一部変更及び追加をした。

指導の方針については、「1 持続可能な社会の創り手として自立し、新たな価値を生み出していく力を育む。」「2 多様性を尊重し、様々な選択肢の中で一人一人の可能性を引き出し、自分らしく生きる力を育む。」「3 健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりを進める。」とした。

また、指導の重点については、「1(4) 質の高いよりよい教育を実現するため、安心・安全で魅力的な学びの環境づくりに努める。」「2(4) 自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合っ

自らの認識を新たにする過程の中で、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進する。」「(7) 不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒など、多様な児童生徒を包摂できるよう、全ての人々が互いの人権を尊重し多様性を認め合い、他者を思いやることにより、誰一人取り残されない教育の実現を推進する。」「(8) 教職員が、児童生徒一人一人と向き合い、教育職員としての専門性を最大限に発揮することができるように、働き方改革を推進する。」を追加した。

学校教育の目標の具現化に努め、児童生徒の生涯学習の基礎となる資質と能力の育成に努めるとともに、家庭や地域社会との連携を深め、健全な児童生徒の育成に努めていきたい。

向委員 先生の働き方改革や、誰1人取り残さない教育の実現という観点からも、「地域に開かれた学校運営を目指し地域ぐるみで指導の充実に努める」という文言の「地域」を「地域住民」に限らず、地域の事業所や地域の事業所で働く専門性のある方達も活用し、指導や学校運営を行うことを検討してほしいと思う。

教育長 採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長 (4) 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正について

学校教育課長 資料に基づき「校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正」について説明。

18ページの「改正の概要」にある「1 件名」、「2 現状」は記載のとおりで、「3 改正内容」は、「(1) 通学途上の事故等について保護者が一切の責任を負うことを許可基準の項目として明記するもの」、「(2) 基準10により許可する場合、隣接校区を原則とすることを明記するもの」、「(3) 申請書類と実態が異なることが発覚した際に、許可を取り消すもの」、「(4) その他語句の整理」となっている。なお、基準10とは、20ページの「(10) その他、特別の事情があると教育委員会が認めるとき。」のことである。

「4 改正理由」のとおり、(1)は、責任の所在を明確にするため、

(2)は、基準(9)と同様に、住所地によらず決定することとなるため、原則、隣接校区とする運用を行っているものを明文化するため、(3)は、虚偽の申請による許可の取り消しをできるようにするため、(4)は語句の整理を図るため、改正を行うものである。なお、基準9とは、20ページの「(9) 多胎児（たたいじ）の場合に、本来校区の学校が1学年1学級のため、兄弟姉妹を隣接校区の学校へ就学させるとき。」のことである。

「5 関係法令等」は、記載のとおりで、「6 施行日」は、令和8年4月1日とする。

19ページには、「校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準」を記載している。改正点は、上から5行目「1 許可基準及び必要書類」の表のひとつ目、共通①を加え、許可基準は、「通学途上の事故等については保護者が一切の責任を負うことを承諾していること。※ 院内学級入級及び愛知学園入所を除く。」とし、必要書類は、「(校区外通学 許可申請書又は区域外就学許可申請書への署名)」とする。

20ページは、許可基準(9)の「双子、三つ子」を「多胎児」に語句を修正している。また、許可基準(10)は3行目、「※原則として、隣接校区の学校とする。なお、事由により教育委員会が認める場合はこの限りでない。」を加えた。さらに、その下にある欄外の「※申請書類と実態が異なる場合は、許可を取り消すことができる。」を加えた。

21ページは、「2 手続き(3)」の文言を一部削除し、その下の※1の文言を一部修正した。また、「3 処理期間」の次に「4 許可の取り消し」を加え、「教育委員会は、申請書類の記載に虚偽があったときは、許可を取り消すことができる。」とした。

22ページは、一番下に附則を加えた。

23ページから31ページまでは、改正後の様式となっている。

32ページは、基準の新旧対照表で、表の左側が現行、右側が改正案となっている。改正部分には、下線が引いてある。

36ページから44ページまでが、新旧の様式を比較したものとなっている。45ページから48ページまでには、参考として、現行の「校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準」が記載されている。

向委員

多胎児の場合に隣接校区へ就学させるとなっているが、保護者が

<p>学校教育課長</p>	<p>希望した場合ということか。 そのとおりである。</p>
<p>向委員</p>	<p>32ページ改正案に、「(1) 肢体不自由等障がいのある者が、近距離校へ就学するとき」や「(2) 特別支援学級又は院内学級に入級するため、その学校へ就学するとき」と記載されているが、肢体不自由の子どもが近距離校へ就学することは、合理的配慮の範囲で、他の都合とは少し違う気がしているが、特別支援学級も原則、本人が希望すれば、その地域に同じ障がい種別の特別支援学級があるのか、それともそういった学校がないから、隣接する近距離校へ就学するのか、具体的な状況のイメージができない。やむを得ず隣接校への就学や、肢体不自由により近距離校に行く場合、共通①の「通学途上の事故等については保護者が一切の責任を負うことを承諾していること」の除外である院内学級入級及び愛知学園入所と同様の扱いとしてもいいのではないかと考える。肢体不自由で近距離校に行く子の保護者が、通学途上の事故について、一切の責任を負うということは、保護者が送迎するからなのか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>保護者が送迎するケースもあるが、子どもだけで通うケースもある。</p>
<p>学校教育課主幹（教）</p>	<p>肢体不自由の子が1人であっても、特別支援学級を置くことはできるため、基本的には住んでいる地域の学校に通うことになるが、何らかの理由で別の学校を希望する場合を想定している。</p>
<p>向委員</p>	<p>肢体不自由などにより別の学校に行くことができることは、現行と変わっていないか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>特に変えていない。</p>
<p>向委員</p>	<p>現在は、全ての学校で特別支援学級を設置できるが、現行はそういったことを想定していないため、許可基準(1)が残ってしまっているのではないか。</p>

<p>学校教育課長 補佐</p>	<p>基本的には住んでいる住民登録地で通う学校を指定するが、場合によっては、指定された学校よりも、直線距離でもっと近い学校があるのに通えないパターンも珍しくない。近い学校が他にあったとしても、校区の学校に通うことを原則としているが、例えば足に障がいがある場合、校区の学校に通うと負担がかなり大きい。そこで肢体不自由により、近距離の学校に校区外通学したいと申し出があった場合には、子どもの負担を考えて、近距離の学校に通うことを許可する規定となっている。肢体不自由の特別支援学級が設置できないからということではない。</p>
<p>向委員</p>	<p>肢体不自由だから認められるということか。</p>
<p>学校教育課長 補佐</p>	<p>そのとおりである。移動に負担があることに着目した規定である。</p>
<p>向委員</p>	<p>そういった基準は、合理的な配慮であるため良いと思うが、教育委員会からの措置ではないため、通学途上の事故についての責任は保護者に課すということか。</p>
<p>学校教育課長 補佐</p>	<p>全ての児童生徒に共通で、学校の門まで安全に子どもを誰が連れてくるのかということは、本来は保護者の責任である。校区外通学を認める場合には、距離が伸びて、時間的にも距離的にもリスクが増える可能性もあり、再度認識してもらうために、同意して署名してもらう欄を設けた。原則、通学の責任は誰にあるかという問いかけがあった場合は、保護者の責任であり、すべての子どもに該当する。</p>
<p>向委員</p>	<p>保護者の責任であることをあえて記載することは、申請しづらくしているのではないか。</p>
<p>学校教育課課 長補佐</p>	<p>そういった意図ではなく、再認識してもらうためである。 今までも窓口で案内する際は、36ページ左側にある現行の申請書上段に、保護者の責任である旨の一文があったが、見ていない場合に押し問答になってしまうため、右側の改正案のとおり、しっかり認識してもらうように様式の変更を提案した。</p>

向委員	小学校や中学校に入学する段階で、どの子どもについても、学校の門まで安全に来ることが、保護者の責任であることを同様に言うておくと、プレッシャーに感じないのではないかなと思った。
浅井委員	「肢体不自由等障がい」とは、肢体不自由以外に何を想定しているか。また、認定にあたっては、身体障害者手帳などが必要なのか。
学校教育課長 補佐	例えば事故に遭われて、足に障がいが残ってしまった場合、身体障害者手帳を取得するためには、障がい福祉課が窓口となり、愛知県に申請して認定が下りるまでに時間がかかる場合もある。そういった事情を勘案して、本人の様子を伺いながら、手帳がまだ取得できていなくても、子どもの状況から遠距離を歩くのは負担が大きいと判断できれば、1号が適用できることを含めている。
浅井委員	障がいが改善された場合は、また学校は変わるのか。
学校教育課長 補佐	今まではそういった例はあまり聞いていない。一時的な骨折の場合は、おそらく窓口で相談があったとしても、治る見込みであれば、申請をしないと思われる。
浅井委員	療育手帳を持っている子どもも1号に該当するのか。
学校教育課長 補佐	その場合には子どもの状況に応じて、詳しく話を聞き、10号の「その他、特別の事情があると認めるとき」で、認めるか判断することになる。
教育長	「肢体不自由等障がい」の等とは、基本は肢体不自由のことであり、曖昧な場合を含めている。
向委員	高次脳機能障害や知的障害で危険の判断ができない障害がある場合はどうなるか。
学校教育課長 補佐	10号の適用を検討することになる。

向委員 学校教育課長 補佐	「肢体不自由等障がい」の等に含まれるのではないか。 足の事情によって移動が困難な場合を指している。それ以外で、例えば知的障害があつて、自分自身で安全を確保することが難しい等の事情があれば、10号で判断する。
竹田委員	校区外通学以外でも、家から校門までの間の通学で起きた事故については、保護者が責任を取るとのことだったが、周知はしているか。
学校教育課主 幹（教）	周知はされていない。
竹田委員	学校の近くに住んでいるのに、わざわざ学校から遠い通学団の待合場所まで戻って、学校に来る子もいる。通学路を指定していることで、保護者の責任ではないと考えてしまう親がいると思う。まず周知することが大事だと思う。 また、許可基準については、(1)～(9)が例示列举で、それに当てはまらない場合は(10)で検討するという考え方でよいか。
学校教育課長	そのとおりである。
河合委員	学校からPTA関連の保険説明があつた際、通学時の事故も負担を補えるという話があるため、その際に周知すると保護者にも話を聞いてもらえると思う。
学校教育課主 幹（教）	通学途中のけがや事故については、全員が市費で保険に加入していて、PTA関連の保険加入は各自で判断している。周知方法は今後、検討していきたい。
向委員	(2)は「特別支援学級又は院内学級に入級するため」となっていて、現在、特別支援学級は、希望があればその地域で1人であっても、クラスを作れるという話だった。親によっては1人よりも、同じような障害を持った子どもがいる特別支援学級が、隣の学校にあるならば、一緒に学ばせたいと希望する場合もあると思うが、その場合

は申請できるのか。特別支援学級が記載されているのは、そういった自由度があるということだと思う。多胎児の場合は、「同じ学級で学ばせてもいいからこの学校で学びたい」或いは「発達に併せてクラスを分けて離したいから、もう少しクラスの多い学校に変えたい」というように、親の希望で選択できるのではないか。

学校教育課長 同じクラスにしないようにするため、双子のうち1人は校区の学校に行き、もう1人は別の学校に行くことができるということである。

向委員 小学3年生くらいまでは、迎えも別々で行かなくてはいけなし、働いている親にとっては、あまり現実的な話ではないと思うが、あまり想定してないということか。

学校教育課主幹（教） あまり想定はしていないが、希望する親がいた場合に応じられるようにしている。

学校教育課長補佐 多胎児で単学級の学校に行き、家でも学校でもずっと一緒に過ごすとなると、社会性の身に付く幅が狭くなると考える保護者もいるため、希望すれば選択できるようにしている。ただ保護者の手間も増えるため、どちらを選択するかは保護者が決めることになる。選択肢の幅を持たせている。

向委員 現実的に選択できるようにするには、二人とも複数クラスある同じ学校に就学させることだと思う。もし、違う学校に通うことになると、親は同じ学年の授業参観も別々の校区に行かないといけなくなり、現実的に選択できない。選択肢を与えているようで与えていないのと同じだと思う。台風の時でもお迎えを別々のところに行くのは大変なことだと思う。今後改正の際に見直してほしい。また、(2)の特別支援学級についても検討してほしい。

教育長 (2)は、1人では特別支援学級を設置できなかった時の文言が残っていると思われるが、経緯を確認する必要がある。

教育長 採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長

(5) 令和8年度春日井市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

学校教育課主幹（教）

資料に基づき「令和8年度春日井市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」を説明。

令和7年6月に改正された給特法により、服務監督教育委員会は、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとなった。そこで、春日井市教育委員会では、「令和8年度春日井市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、令和8年4月1日から施行及び実施したいと考えている。

計画の趣旨について、春日井市教育委員会では、これまで、愛知県教育委員会が策定した「働き方改革ガイドライン」を参考に、時間外在校等時間の縮減に向け、業務改善の推進に取り組んできたが、教職員の業務は、多岐にわたる。これまでの取組により、時間外在校等時間の上限を超える教員は減少傾向にあるものの、未だ一定数が上限時間を超えており、教職員の長時間勤務の縮減に向けて、早急に取り組む必要がある。教員の勤務状況の改善によって生み出された時間的・精神的なゆとりを、子ども一人一人と向き合う時間に充て、教員としての専門性を最大限に発揮することができるよう本計画を策定することとした。

春日井市の令和6年度教育職員の時間外在校等時間の状況は、表のとおりである。令和7年度は、11月までの状況である。年々、時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合は減少しているが、未だ10%を上回っている。内容としては、特に学年学級事務や校務分掌に関する業務において負担感が大きくなっている。

本計画において達成を目指す目標のうち時間に関する目標として、令和8年度末までに1か月の時間外在校等時間が45時間以内の職員の割合を100%にする。これは愛知県が掲げている目標である。令和11年度末までに1年間の時間外在校等時間が360時間以内の職員の割合を100%にする。次にワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標として、年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11%まで減少させる、ストレスチェックにおける健康リスク指数の値を75以下とする、ストレスチェックにおける「仕事や生

活の満足度」の割合は80%以上を目指す、教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、ストレスチェックにおける「働きがい」の割合50%を目指すこととした。計画の期間は、令和8年度から令和11年度とし、それぞれの年度末ごとの目標を掲載している。

実施する内容について、要点を抜粋して説明する。文科省が示す「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しとして、地域コーディネーターや見守り隊等を通じ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。学校だけでは解決し難い問題の解決に向け、学校問題解決支援コーディネーターを配置する等、学校問題解決のための支援体制構築を検討する。休日の地域クラブ活動を令和10年10月以降、認定地域クラブ制度へ移行する等、段階的な地域展開を実現する。休み時間の児童生徒の安全の確保に向け、コミュニティ・スクール等を通じ、保護者、地域住民等による校庭における児童・生徒の見守り活動を推進する。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を50%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。医療的ケア看護職員、学校生活支援員等の専門的な人材の派遣を拡充する。

学校における推進事項として 清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫、年間授業時数を確保したうえで、学年始めの4月や2学期始めの9月には、5時間授業の日を多く設定する。勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和8年度中に全校に設置することなどを挙げた。

続いて、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組として、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導の実施、心身の健康問題についての相談窓口の周知、長期休業中などにおける、まとまった日数連続した年次有給休暇の取得促進、定時退校日の毎週設定、長期休業中の学校閉校日の対象期間の拡大などを挙げる。

最後に、関連する取組、今後のフォローアップについて、取組の着実な実行に向け、在校等時間の状況を毎年、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会において報告する。児童生徒や家庭が抱える医療・福祉などの課題に対応できる人材の確保に

当たり、関係部局や関係機関と連携して取り組む。時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。働き方改革促進に向け、教育委員会からの支援を強化するとともに、各校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえた取組を実施する。保護者や地域に対して、業務量管理・健康確保措置について周知を行い、それぞれの項目について協力を得られるよう取り組んでいく。

浅井委員	勤怠はどのように管理しているのか。
学校教育課主幹（教）	教職員自身の業務用パソコンにて勤務時間の管理をしている。
浅井委員	時間外勤務をするときは事前に申請するのか。
学校教育課主幹（教）	時間外勤務の申請は行っていない。
教育長	教職員は時間外手当もない。
浅井委員	把握は難しいため、それぞれの先生が判断して時間外勤務を行っているということか。
学校教育課主幹（教）	そのとおりである。管理職が記録を見て、教職員に指導を行っている。
向委員	取組のフォローアップとして、教育委員会が毎月、各学校の在校等時間の状況を確認するとのことだが、確認に必要な資料を作成するにあたって、教職員に新たな仕事は生じないのか。
学校教育課主幹（教）	現在も、各学校の管理職が在校等時間を教育委員会に報告しているため、新たな業務は生じない。

河合委員	<p>全国学力・学習状況調査の際に行う教職員へのアンケートの結果は、どのように反映されているのか。アンケート結果から教職員の業務量管理、健康確保措置実施計画に生かすための情報を得ることはできないのか。</p>
教育長	<p>調査には学校調査と生徒調査しかない。学校調査は校長が答えるものであり、教職員の勤務に関するものではなく、学校の取組などの学校教育に関する内容のアンケートになっている。教職員1人1人に対する調査は文部科学省が別で調査をしている。</p>
竹田委員	<p>自宅へ持ち帰った仕事も業務量管理の対象なのか。</p>
学校教育課主幹（教）	<p>対象ではない。持ち帰りをしないことが前提で、持ち帰る場合は管理職に報告をすることとしている。持ち帰りがある場合、改善するように指導している。</p>
浅井委員	<p>時間外手当はないが、教職員が校長または教頭先生に時間外勤務の届出を義務にすることはできないか。</p>
学校教育課主幹（教）	<p>そういった方法も可能ではあるが、教職員の仕事は一律に決められたものではなく、授業の内容等を検討するなかで、増えてしまう仕事が多く、この時間までと決めることは難しいため、教育委員会で決めるのではなく、各学校で取り組んでいる。一方で仕事は勤務時間内に収めるよう管理職から指導していく。</p>
向委員	<p>職業ストレスは、仕事量だけではなく、自分の裁量でどのくらい自由度があるかということも関連している。私自身は仕事の量は多いが、授業の時間以外は自分で計画しているため、ストレスの低い状態で仕事ができている。個人情報保護など、難しい問題があって、必ず学校内でやらなければならないこともあり、授業研究はどこまでが仕事で、どこから自己研鑽なのか区別するのは非常に難しいと思うが、事務的な仕事をスリムにすることがすごく大切である。2ページにあるとおり、業務の必要性を根本から見直すことが改めて大事なことだと思う。企業では、必要以上の残業しないように、上司が認めないと残業できないということもある。残業をする</p>

	<p>ことに対して厳しいが、やらなければいけない業務があつて、サービス残業をしたり、どうやって時間内に仕事を処理できるか、ストレスを抱えながら工夫してる人もいるため、単純に量や時間だけではなく、先生の裁量をどれくらい認めるかも工夫できると良い。</p>
学校教育課主幹（教）	<p>「2 目標」にストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」や「働きがい」の割合が項目に入っているのは、裁量に関係しているからである。ストレスチェックには、仕事量や質の質問項目があり、教員は比較的低い値で、裁量の幅が広いことが数値に表れていると考えているので、大切にしていきたい。</p>
向委員	<p>4 ページに「学校問題解決支援コーディネーターの配置」とあるが、具体的に決まっているのか。</p>
学校教育課主幹（教）	<p>国からの補助金を活用して、学校ではなく教育委員会に配置することを検討している。</p>
向委員	<p>5 ページに「教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し」とあるが、積極的に地域の事業所と連携して、問題解決を図ると良いと思う。</p>
学校教育課主幹（教）	<p>研修の頻度は相手方にもよるが、コミュニティースクールの活用も検討していく。</p>
教育長	<p>採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。</p>
教育長	<p>(6) 中央公民館機能のあり方について</p>
いきがい推進課長	<p>資料に基づき「中央公民館機能のあり方」について説明。 中央公民館は、昭和40年に短期大学として建設され、市が購入後、昭和52年に市民文化センターとして開設されたものである。昭和23年に別の場所で開設した中央公民館は、平成9年に現在の建物に移転し併設され、施設の名称は平成16年度から中央公民館となっている。</p>

現状と課題は3点あり、1点目は、建替えや改修の制限である。現在の敷地は用途地域が第1種中高層住宅専用地域であるため、公民館として現在の場所での建替えができない。また、現行の公共施設個別施設計画においては、第1期にあたり、あり方の検討を行う施設に位置付けられている。2点目の廃止の周知状況については、既に令和4年の委員会報告や新聞報道により、利用団体の多くは、この建物がいずれ廃止されること認識している。3点目は施設の老朽化である。建築からすでに60年が経過しており、電気、空調設備などの老朽化が進行しているが、廃止が決まっている建物であるため、抜本的な修繕が難しい状況となっている。

次はあり方の検討についてである。周辺の公共施設については、公民館である知多と鷹来の2か所あり、いずれも建替えや大規模改修が実施されており、今後も長期利用が可能な施設である。また、公民館に類する施設として、ふれあいセンターが、味美、南部、西部の3か所あり、公民館と同様に自主講座の開催や貸館を実施している。グリーンパレスについては、令和8年4月から生涯学習団体の使用料減免の対象施設とするとともに、生涯学習指導員による講座を開催するなど、これまで以上に生涯学習の支援に力を入れる。その他講座や貸館を実施している近隣の施設として、レディヤンかすがい、総合福祉センターを記載している。続いて、利用団体等の活動場所の確保については、現在中央公民館には42の登録団体がいるが、鷹来公民館が休館した際、同規模の団体数を周辺施設で受け入れた実績がある。この経験を踏まえて、中央公民館の登録団体についても、先ほどの周辺施設や駐車場が完備されているグリーンパレスなどにおいて十分な受け入れが可能であると判断している。次に、施設予約システムの更新等については、令和9年1月に更新される県の施設予約システムが、変更されることに伴い、現行の利用者IDが引き継がれないことなどが判明したことから、利用者の利便性の向上と事務の効率化を図るため、市独自のシステムへ切り替えることとなった。併せて公共施設の使用料の見直しについても検討を進めており、いずれ廃止となる施設において新システムの導入使用料の見直しを行うことは効率的ではないと判断した。以上のことからこれらの諸条件とシステム更新のタイミングを勘案して、検討結果としては、令和8年12月末をもって中央公民館としての

業務を廃止することとする。廃止後は、周辺施設において利用団体等の活動が継続できるよう、丁寧に支援を進める。

浅井委員 公共施設の使用料は市内で一律か。

いきがい推進
課長 一律ではない。

浅井委員 見直しは中央公民館だけか。

いきがい推進
課長 中央公民館だけではない。また、システムを導入するにあたって、使用料も検討を進める。

浅井委員 使用料は高くなるのか。

いきがい推進
課長 今まで使用料を据え置いているため、高くなる可能性もある。

向委員 教育研究所やあすなろなども同じ施設にあったと思うがどうなるのか。

教育部長 教育研究所や文化財課、民俗考古展示室が同じ施設にあるが、将来は、別の場所に移転を予定している。

河合委員 移転が終わった後は建物を壊すのか。

教育部長 中央公民館は令和8年12月に閉館するが、教育研究所や文化財課、民俗考古展示室、テニスコートも含め、しばらくは続ける予定のため、その間は建物を残す予定である。タイミングや場所は決まっていないが、建物の全機能を移転させた後に、建物を取り壊す予定をしている。

河合委員 建物を残すと老朽化が進み、どこかが壊れたりして危ないのではないか。

教育部長	必要がない建物をずっと残しておく必要はなく、その土地の活用方法を考えた方が良いため、今後の検討課題と考えている。
河合委員	まずは公民館を閉鎖するということか。
教育部長	そのとおりである。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	○参考資料について 2 議題（非公開） (7) 令和8年度春日井市教職員人事異動について (8) 教育委員会事務局等人事異動について

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和8年4月22日

教育長 児島 靖

署名人 浅井 敦臣